

平成 16 年 6 月 28 日

各 位

株式会社近畿大阪銀行

業務改善計画の提出について

りそなグループの株式会社近畿大阪銀行（社長 水田 廣行）は、平成 16 年 5 月 28 日付業務改善命令に基づき、本日、近畿財務局長に業務改善計画を提出いたしましたので、ご報告いたします。

本件につきましては、お客さまをはじめ、関係各方面の皆さまに多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを、改めてお詫び申し上げます。今般の業務改善命令を厳粛に受けとめ、今後は、業務改善計画の着実な履行を通じて、さらなる内部管理態勢の充実・強化に取り組んでまいります。

なお、業務改善計画の要旨は下記の通りです。

記

1. 法令等遵守にかかる経営姿勢の明確化

- (1) 従来より、コンプライアンスの専担部署として「コンプライアンス統括室」を設置するとともに、コンプライアンスに関する諸問題の検討等を目的として役員と関係部長で構成する「コンプライアンス委員会」を設置するなど組織・体制の整備を図ってまいりましたが、今後、さらに実効ある運営を行い、法令等遵守を社内に徹底してまいります。
- (2) 「部店長会議」・「コンプライアンス責任者研修」等を通じて、経営陣より法令等遵守の重要性とその徹底を示達してまいりましたが、引続き、経営陣がさらに積極的に関与してまいります。
- (3) 不祥事件発生の反省を踏まえ、社長直轄のプロジェクトチームを設置し（平成 16 年 3 月設置済み）不祥事件再発防止策の実施と業務効率化・事務堅確化・意識改革・能力向上の各視点からの改善策を検討してまいります。

2. 全社的な法令等遵守意識の醸成

- (1) 法令等遵守に関する基本事項について定めた「コンプライアンス基本方針」、及び具体的手引きとなる「コンプライアンス・マニュアル」の見直しを実施し、また、りそなグループの経営理念を具体的行動レベルで明文化した「りそなグループ行動指針」を新たに制定する（平成 16 年 3 月制定済み）など、コンプライアンスに関する規範体系をより具体的な内容に充実させ、社内に徹底してまいります。

- (2) コンプライアンス責任者研修の開催や、階層別研修・業務別研修でのコンプライアンス講話の実施などを通じてコンプライアンスに係る意識面、知識面の向上に努めてきましたが、従来以上に研修を充実・強化することにより、コンプライアンス意識の醸成・定着化に努めてまいります。

3. 営業店における内部牽制機能の強化

- (1) 各部店における自主検査の実施方法を見直すとともに、本部による臨店指導・監査実施により、自主検査の実効性をより高めてまいります。
- (2) 営業店における相互牽制の要である支店長・役席を対象とした研修を実施し、厳正な事務処理の徹底を図ってまいります。
- (3) 役席者がよりマネジメントに専念できるための効率化・集中化策を一層進めることで、牽制機能の強化を図ってまいります。

4. 内部監査機能の充実・強化

- (1) 新しい営業店監査プログラムを導入し（平成 16 年 4 月導入済み）、「コンプライアンス」、「事務リスク」、「マネージメントリスク」について、内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価するとともに、監査結果についても営業店により具体的に開示することにより、本部・営業店がともに問題点を認識し、改善に取り組んでいく態勢といたします。
- (2) 監査役と内部監査部門との情報交換会を定例的に実施することにより、監査機能の強化を図ってまいります。

5. 人事管理の厳正な運用

- (1) 連続休暇の完全取得の徹底及び適正な人事ローテーションの実施を通じて、不祥事件の未然防止と牽制機能の一層の強化を図ってまいります。
- (2) 「不祥事故防止のチェックポイント」を制定するとともに、部店長を対象とする事故防止研修を定例的に実施することで、不祥事件防止に対する認識とリスク管理のノウハウの徹底を図ってまいります。
- (3) 人事部員による営業店担当制のもと、不祥事件防止、コンプライアンスの観点から厳正な人事運営が行われているかを確認するモニタリング機能を強化（平成 16 年 7 月実施予定）してまいります。

以 上